

## 検査実施料新設のお知らせ

謹啓 時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。  
平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。  
このたび、「保医発0331第10号」により下記の検査項目に  
検査方法の追加が通知されましたので、ご案内いたします。

敬 白

記

■ 適用日 平成 29年 4月 1日から適用

■ 測定方法が追加された検査項目

検査項目	保険点数
ヒト精巣上体蛋白 4	200 点

▼ 詳細内容

検 査 項 目	保 険 点 数	判 断 料	診 療 報 酬 点 数 表 区 分	備 考
ヒト精巣上体蛋白4	200点	生化学的検査 (Ⅱ)判断料 (※4:144点)	D009 腫瘍マーカー の22	ヒト精巣上体蛋白4 ア. ヒト精巣上体蛋白4は、区分番号「D009」腫瘍マーカー「22」CA130の所定点数に準じて算定する。 イ. 本検査は、区分番号「D009」腫瘍マーカーの注1および注2の規定に準ずる。 ウ. 本検査は、悪性腫瘍の患者であることが強く疑われる者に対して検査を行った場合に、悪性腫瘍の診断の確定又は転帰の決定までの間に1回を限度として算定する。 悪性腫瘍の診断が確定し、計画的な治療管理を開始した場合、当該治療管理中に行った本検査の費用は区分番号「B001」特定疾患治療管理料の「3」悪性腫瘍特異物質治療管理料に含まれ、本検査は、区分番号「B001」特定疾患治療管理料の「3」悪性腫瘍特異物質治療管理料と同一月に合わせて算定できない。 エ. 本検査は、CLIA法により測定した場合に算定できる。